法令および定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制 およびその運用状況 株式会社の支配に関する基本方針の概要 連結株主資本等変動計算書 連結注記表 株主資本等変動計算書 株主資本等変動計算書

2022年度(2021年12月1日から2022年11月30日まで)

キユーピー株式会社

法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに 掲載することにより、ご提供しているものです。

(https://www.kewpie.com/ir/event/meeting/)

※連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書 および個別注記表は、2023年1月19日までに会計監査人が監査 を行った内容です。 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況(2022年11月30日現在)

●内部統制システムの基本方針

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)の基本方針について、下記のとおり決議しています。

(1) 総論

本決議は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、当社の「内部統制システムの基本方針」を決議するとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。

本決議に基づく内部統制システムは、速やかに実施されるとともに、定期的かつ必要に応じた見直しによってその改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

(2) 取締役および従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は創業の精神として下記の社是・社訓を掲げ、長年にわたり従業員への教育・周知徹底を継続することにより企業風土を醸成してきたのであって、取締役は経営判断においてもこの企業風土を尊重しなければならない。

(社是)

楽業偕悦

(社訓)

- 道義を重んずること
- ・創意工夫に努めること
- ·親を大切にすること

(大切にしている教え) 『世の中は存外公平なものである』

- ② 当社は、取締役および従業員が、法令・定款および当社グループの理念を遵守した行動をとるために、グループ規範(倫理規範と行動規範で構成)およびコンプライアンス規程を定めており、取締役および従業員はこれらを遵守する義務を負う。
- ③ コンプライアンス担当取締役にコンプライアンス委員会を統括させ、これにより全社 横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、同委員 会を中心にコンプライアンス推進に関する企画、啓発および教育などを行う。コンプ ライアンス担当取締役は、係る活動を定期的に取締役会に報告する。

④ 公益通報者保護制度に対応した内部通報体制として、通報窓口の情報受領者に第三者機関や社外の弁護士を含む「ヘルプライン」を設置する。情報受領者から報告を受けたコンプライアンス調査会が事実関係を調査し、違反行為があれば、再発防止策を担当部門と協議のうえ決定し、処分結果を含めて社内に公表するとともに、全社的に再発防止策を実施させる。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規程、会社情報取扱規程、個人情報保護基本規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い、文書または電磁的記録により、コーポレート担当取締役が適切に保存および管理(廃棄を含む)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しなどを行う。
- ② 取締役および監査役は、常時、これらの文書または電磁的記録を閲覧できる。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスクマネジメント基本規程により、個々のリスクに関しては、これに対応する組織などにおいて継続的に監視することとするほか、全社的リスクに関してはリスクマネジメント担当取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会(社会・環境関係の一部のリスクは、サステナビリティ担当取締役を委員長とするサステナビリティ委員会)に情報を集中し、そのリスクの評価、優先順位などを総括的に管理するとともに、当該委員長が全社的リスクの評価や対応状況などを定期的に取締役会に報告する。
- ② 危機管理マニュアルを作成し、あらかじめ具体的な危機を想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応体制を整備する。重大危機の発生時には、危機の種類ごとにあらかじめ定めた担当取締役を本部長とする緊急対策本部を速やかに設置し、迅速かつ適切な対応に努める。

(5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役および従業員が共有する全社的な経営目標を定め、この浸透を図るとともに、この経営目標達成に向けて最適な組織編成を行い、各部門の責任者を代表取締役 社長執行役員が取締役会の決議に基づき任命する。その責任者に権限を委譲することにより、迅速かつ適切な業務執行を行う。
- ② 取締役会の決議に基づく業務執行については、「決裁・報告手続き表」において、そ

れぞれの責任範囲、決裁手続きについて定める。

③ 具体的な経営活動の推進策については、取締役会が決議した業務執行の基本方針に基づき、代表取締役 社長執行役員の諮問機関である経営会議の定例および臨時の審議に委ね、機動的な意思決定と業務執行を図る。

(6) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社における業務の適正を確保するため、社是・社訓とともに、グループの理念を構成する『私たちは「おいしさ・やさしさ・ユニークさ」をもって世界の食と健康に貢献するグループをめざします』という「めざす姿」を共有し、また、グループ規範を全ての取締役および従業員が遵守する。
- ② グループ合同経営会議、事業ごとの会議体において企業集団としての連結経営目標や事業運営方針を共有するとともに、組織・人事、資金調達についてもグループ全体での最適化を図る。また、業務執行においては、「グループ決裁・報告手続き表」に基づいて子会社経営の権限を定め、権限委譲による効率化とグループ管理の均衡を図る。
- ③ 当社の子会社は、毎月、当社代表取締役 社長執行役員が指定する担当取締役に対して事業計画の進捗状況について報告する。また、子会社の取締役会に出席した当社からの派遣取締役は、取締役会の審議状況・経営課題などについて、上記の担当取締役に報告する。
- ④ 当社のリスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、また各内部監査部門の活動や内部通報体制「ヘルプライン」は、子会社も対象とする。
- ⑤ 当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に資することを目的に、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を反映させた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、適宜内容の見直しを行う。なお、適切なグループガバナンスの構築に関する方針の策定、重点課題の決定および取り組みの推進については、グループガバナンス担当取締役を委員長とするグループガバナンス委員会がこれを担う。
- ⑥ 「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、当社取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会(委員の半数以上は独立性を有する社外役員で構成)を設置し、当社取締役会の構成や取締役等の指名、報酬のあり方などについて審議を行うほか、当社代表取締役 社長執行役員の諮問機関として経営アドバイザリーボード(社外の有識者で構成)を設置し、当社グループの健全性、公正性、透明性を維持、向上させるための助言・提言を受け、意思決定に反映させる。

- ⑦ 当社グループは、社会の一員として社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは 一切関係を持たず、不当要求に対しては毅然として対応する。
- ⑧ 当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制を構築するため、関係する 諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓 蒙を行うことにより財務報告に係る内部統制の充実を図る。また、各担当部門および 監査役は連携してその体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善するための仕組 みを構築する。
- ⑨ 内部監査室は、自主監査等を行う品質・環境・安全・労務などの各スタッフとも連携し、当社グループの経営活動全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況について、合法性と合理性の観点から内部監査を行う。また、財務報告に係る内部統制の有効性評価についても、当社代表取締役 社長執行役員の指名に基づき、その計画および実施の職責を担う。
- ⑩ 当社の子会社であるアヲハタ株式会社については、連結経営目標を共有するとともに、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する情報交換を緊密に行うこととする一方、東京証券取引所上場企業であることに加え、独自の企業グループを形成していることに鑑み、業務の適正を確保するための体制を独自に構築する。

(7) 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことに関する事項

内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。また当社は、監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、速やかにその求めに応じる。

(8) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性および当該従業員に対する監査 役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な要望を受けた内部監査室所属の従業員は、その内部監査に関して、内部監査室担当取締役以外の取締役などの指揮命令を受けない。また、監査役の職務を補助すべき従業員を置いた場合、その従業員は、独立性の確保のために、監査役以外からの指揮命令を受けない。

(9) 取締役、従業員、子会社の役員および従業員等が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

① 取締役、従業員、子会社の役員および従業員等は、監査役会の定めるところに従い、

当社監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

- ② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
 - ・株主総会に付議される決議議案の内容
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる各部門の活動状況
 - ・内部監査室、自主監査スタッフおよび子会社の監査役の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用および通報内容
 - ・法令・定款に違反する行為または不正行為
 - ・当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 内部通報体制「ヘルプライン」には、取締役、従業員、子会社の役員および従業員等が当社監査役に匿名で通報できる体制を整備する。

(10) 上記(9)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこと を確保するための体制

- ① 当社は、当社監査役に報告を行ったことを理由に、その報告者に対して不利益な取扱いを行わないものとし、子会社においてもこれを徹底させる。
- ② グループ共通に適用されるコンプライアンス規程およびヘルプライン規程において、 相談者または通報者の保護を図る。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の 執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役の職務の執行が円滑になされるために必要な監査費用について毎年予算措置を講じる。
- ② 監査役から、外部の専門家(弁護士、会計士等)に協力を得るなど特別な費用の請求がなされた場合には、費用の内容が不合理でない限り、その費用は会社が負担する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、監査役会に各年度の監査方針、重点監査項目および監査方法等の報告を求め、それらを共有する。
- ② 取締役、従業員、子会社の役員および従業員は、当社監査役からヒアリングの求めがあった場合には適宜協力する。また、代表取締役社長執行役員は、定期的に監査役会

との意見交換の機会を持つ。

③ リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会などの内部統制に関与する委員会、内部監査室および自主監査スタッフは、監査役監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

●内部統制システムの運用状況

2022年度における内部統制システムの運用状況は、大略下記のとおりです。

(1) 法令・定款への適合を確保するための体制

・従業員意識調査を実施し(2年ごとに実施しています)、「2030ビジョン」などの基本方針の理解度と、コンプライアンス・働く環境・CSR活動に対する従業員の意識を調査した結果、基本方針への理解度やハラスメント防止への取り組みの面で課題があることを把握したため、対策に取り組みました。

(2) 損失の危険の管理に関する体制

- ・中国事業においてカントリーリスクが高まっていることを踏まえ、各種のリスクが顕在 化した場合に備え、中国事業において保有する有形・無形の資産、中国に調達を依存す る原材料、中国事業で使用する情報システムなどの管理方針や、駐在員およびその家族 の退避方法など、各種のリスクへの対応方針を策定しました。
- ・当社グループを取り巻く経営環境の複雑性が増していることに加え、それぞれのリスクに対応する社内体制も複雑化していることから、各会議体や各組織が所管するグループ内のリスクについてリスクマネジメント委員会を中心に統括する体制を新たに構築しました。
- ・サステナビリティに関する社内外の環境を踏まえてサステナビリティ基本方針の見直しを行った結果、同方針に生物多様性の保全および水資源の環境負荷低減に取り組むことを盛り込んだほか、プラスチックについては循環型社会の実現をめざすことを追加しました(同方針の改定は2022年12月)。
- ・渋谷オフィス、仙川キユーポートで使用する電力を実質再生可能エネルギーに切り替えたほか、当社神戸工場で太陽光パネルの設置を行うなど、グループ各拠点への太陽光発電の導入を進めています。なお、当社神戸工場については、2022年12月から開始したJークレジット(※)の購入により、グループ初のネットゼロ工場を実現しています。
 - ※J-クレジット制度とは、温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が 認証する制度を指します。

(3) 効率的な職務執行を確保するための体制

・迅速な意思決定とそれに基づく実行、情報共有の質の向上などを目的として、役職員を対象に「社内会議に関するアンケート」「決裁に関するアンケート」を実施し、結果に基づいて経営会議で検討を行いました。見えてきた課題に対し対策を講じ、組織風土の改善と組織体質の強化に努めています。

(4) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループガバナンス委員会主催で、グループ各社社長・派遣役員に対しグループガバナンスに関するアンケート調査と勉強会を実施し、課題を特定するとともに、施策を推進しています。
- ・2021-2024年度 中期経営計画に掲げる「多様な人材が活躍できる仕組みづくり」の実現に向け、グループ従業員向けのダイバーシティ・セミナーや、職場や職位が異なるメンバーが参加するダイバーシティ・ディスカッションを実施しました。

(5) 監査役の実効的な監査を確保するための体制

・リスクマネジメント委員会やコンプライアンス委員会などの会議に当社監査役が出席 し、内部統制に関する現況と課題の把握に努めたほか、監査対象の事業所選定では内部 監査部門と調整するなど、効率的な監査の実施に努めました。 株式会社の支配に関する基本方針の概要(2022年11月30日現在)

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか 否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の 異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではあ りません。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびにお客様や従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めていますが、突然に大量買付行為がなされた際には、短期間の内に買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかにつき適切な判断が求められる株主の皆様にとって、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、係る買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、買付者の過去の投資行動、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料となると考えます。

この点に関し、現行の金融商品取引法の下では、公開買付規制において一定の情報提供の仕組みが存在するものの、市場内で行われる大量買付行為は公開買付規制の対象とならないことから、市場内で行われる大量買付行為に対しては、当該情報提供の仕組みによって対応することができません。さらに、公開買付規制の適用がある大量買付行為に関しても、金融商品取引法で認められている買付者に対する意見表明報告書による質問の回数は一回に限定されていることに加え、当該質問への対応についても、買付者が十分な回答を行うことは義務付けられておらず、理由を詳細に記載すれば回答を行わないことも可能となっています。このため、公開買付規制が適用される大量買付行為であっても、株主の皆様に対して十分な情報が提供されず、また、株主の皆様が公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないままに、その賛否の対応を迫られる場合があることは否定できません。

以上を考慮した結果、当社としては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設

定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に対する株主の皆様の判断のために必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えています。

また、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値 および株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえず、そのような大量買付行為か ら当社の基本理念やブランド、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、 当社の経営を預かる者としては、当然の責務であると認識しています。

このような責務を全うするため、当社取締役会は、株式の大量取得を目的とする買付け (または買収提案)を行う者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去 の投資行動等から、当該買付行為(または買収提案)が当社の企業価値および株主共同の 利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しています。

そこで、当社は、係る買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要であると考えています。

以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方を、以下「本基本方針」といいます。

(2) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取り組み

①グループの長期ビジョンおよび中期経営計画の策定

当社グループは、人が生きていくうえで欠かすことのできない食の分野を受け持つ企業グループとして「おいしさ・やさしさ・ユニークさ」をもって、世界の食と健康に貢献することをめざし、長期ビジョン「キューピーグループ 2030ビジョン」を掲げています。

2019-2021年度中期経営計画では、「2030ビジョン」の第1ステージとして、国内での持続的成長と海外での成長加速の実現を方針として進めてきました。

近年、少子高齢化、共働きや単身世帯の増加などにより世帯構成が変わり、家庭での調理において時短や簡便性などが求められています。また、食品を購入する場面ではECやドラッグストアなどが広がりをみせています。新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は当社グループの業績へ大きな影響を及ぼすとともに、これらの流れをさらに加速させ、新たな生活様式を生みました。家で過ごす時間が増えたことで家庭での調理が見直されるようになり、買い物の回数・時間の減少による容量や日持ち、予防や免疫な

どの衛生・健康面のニーズでも変化がみられており、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後も当面続いていくと想定しています。

このような大きな環境変化の中、現状の事業構造では持続的な成長を実現するのは困難であると判断し、2019-2021年度中期経営計画を2年間で終了し、新たに2021年11月期から4年間を対象とする2021-2024年度中期経営計画を策定しました。

2021-2024年度中期経営計画では、お客様や市場の多様化に対応し、「持続的成長を実現する体質への転換」をテーマに「利益体質の強化と新たな食生活創造」「社会・地球環境への取り組みを強化」「多様な人材が活躍できる仕組みづくり」の3つの経営方針を定めています。これを支える仕組みとして、これまでの事業担当制から市場担当制へ移行することで、市場の多様なニーズに対してグループ全体で迅速に対応していきます。

②コーポレート・ガバナンスの整備

当社グループは、効率的で健全な経営によって当社の企業価値および株主共同の利益の継続的な増大を図るため、経営上の組織体制や仕組み・制度などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置付けています。

当社は、事業年度ごとの経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役および執行役員の任期を1年としています。また、監査体制の一層の充実強化を図るため、社外監査役3名を含む監査役5名の体制をとっています。

2018年8月には、取締役会の構成や取締役等の指名・報酬の在り方等に関する客観性、妥当性および透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しました。5名以上の委員で構成し、委員の半数以上は当社が定める独立性基準を満たした社外役員と定めているほか、委員長は社外取締役たる委員の中から選定することになっています。

また、当社グループが経営の健全性、公正性および透明性を高め、より良く社会とお客様に貢献できるように助言・提言を得ることを目的に、社外の有識者により構成する経営アドバイザリーボードを当社社長執行役員の諮問機関として設置しています。

(3) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み「当社株式の大量買付行為への対応方針(買収防衛策)」

当社は、2019年12月26日開催の当社取締役会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、2020年2月27日開催の当社第107回定時株主総会の承認を停止条件として、当社株式の大量買付行為への対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を継続して採用することを決定し、当該株主総会において本対応方針を継続して採用することが承認されました。

本対応方針の概要は、以下のとおりです。

①対象となる買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の 買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の 株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませ ん。)を対象とします。ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本 対応方針の適用対象からは除外します。

②大量買付ルールの内容

当社は、大量買付者が当社取締役会に対して大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、それが完了した日から原則として60日(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日(その他の大量買付行為の場合)が当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案、株主意思の確認手続の要否の決定および対抗措置発動または不発動の決定のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として経過した後にのみ、大量買付行為を開始することができる、という大量買付ルールを設定します。

また、大量買付ルールに関連して、本対応方針を適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を可及的に防止するため、独立委員会というチェック機関を設置するとともに、株主の皆様の意思を尊重する見地から、必要に応じて株主意思の確認手続を行うこととします。独立委員会委員の人数は3名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役または当社社外監査役の中から選任します。

また、当社株主の皆様の意思を確認する場合には、会社法上の株主総会(以下「株主総会」といいます。)による決議によるものとします。当社取締役会は、株主総会を開催する場合には、株主総会の決議の結果に従い、大量買付行為の提案に対し、対抗措置を発動または発動しないこととします。株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとしますが、株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の答申に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

③大量買付行為がなされた場合の対応方針

(ア) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量 買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否か は、当社株主の皆様においてご判断いただくことになります。

もっとも、大量買付者が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大量買付者による大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される特定の場合には、本対応方針の例外的対抗措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える手段をとることがあります。

なお、対抗措置をとるか否かの判断に際しては、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大量買付者および大量買付行為の具体的内容や、大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの答申を最大限尊重するものとします。さらに、当社取締役会による対抗措置を発動する旨の決定は、対抗措置の発動が望ましいとする独立委員会の答申が存在する場合にのみ認められるものとします。

(イ) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。 大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の答申を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。さらに、当社取締役会による対抗措置を発動する旨の決定は、対抗措置の発動が望ましいとする独立委員会の答申が存在する場合にのみ認められるものとします。

(ウ) 対抗措置の手段

対抗措置の具体的な手段については、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の無償割当てその他会社法上および当社定款により認められる手段の中から、発動する時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。新株予約権の無償割当てを選択する場合には、大量買付者に新株予約権の行使を認めないこと等を新株予約権の行使の条件として定めます。なお、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の対価として金銭を交付することは想定していません。

(エ) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量 買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社 取締役会が判断した場合には、独立委員会の答申を最大限尊重したうえで、対抗措 置の発動の変更または停止を行うことができるものとします。

④株主・投資家に与える影響等

(ア) 大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大量買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う ことを支援するものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであ ると考えています。

(イ) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様(対抗措置の発動に係る大量買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定していません。なお、当社取締役会が新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式価値の希釈は生じませんので、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(ウ) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施すること

を決議した場合には、当社が公告する新株予約権無償割当てに係る割当基準日において当社の株主名簿に記録された株主に対し、新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。この他、割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知を行いますので、その内容をご確認ください。

⑤本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、2023年2月28日までに開催される第110回定時株主総会の終結の時までとします。

(4) 本対応方針についての当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

①本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大量買付ルールの内容、大量買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

また、本対応方針は、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当 社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にのみ大量 買付行為を開始することを求め、大量買付ルールを遵守しない大量買付者に対して当 社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

さらに、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付 行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判 断した場合には、大量買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同 の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。 このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

②本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記(1)「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。また、本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に

資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様の承認を本対応方針の発効・延長の条件としており、本対応方針にはデッドハンド条項(導入した当時の取締役が一人でも代われば消却不能になる条項)やスローハンド条項(取締役の過半数を代えても一定期間消却できない条項)は付されておらず、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

③本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動できる限定的な条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・継続を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大量買付行為に対して当社取締役会が対抗措置をとるべきか否かなど、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の答申を最大限尊重するものとしています。さらに、当社取締役会による対抗措置を発動する旨の決定は、対抗措置の発動が望ましいとする独立委員会の答申が存在する場合にのみ認められるものとしています。加えて、必要に応じて、株主の皆様の意思を尊重するため、株主意思の確認手続を行うことができるとしています。

このように本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続 を盛り込んでいます。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えています。

(注) 当社は、上記(3)に記載の「当社株式の大量買付行為への対応方針(買収防衛策)」が2023年2月22日開催予定の第110回定時株主総会終結の時をもって更新期限を迎えるところ、2022年12月28日開催の取締役会において、上記対応方針を継続せず、その更新期限をもって廃止することを決議しています。

連結株主資本等変動計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで) (単位: 百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	24,104	28,632	194,015	△5,838	240,913	
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△6,533		△6,533	
親会社株主に帰属する 当期純利益			16,033		16,033	
自己株式の取得				△1	△1	
連結子会社株式の売却による持分の増減		△4			△4	
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		6			6	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	_	2	9,500	△1	9,500	
当期末残高	24,104	28,634	203,515	△5,840	250,413	

		その他の包括利益累計額					
	その他有価 証 券 評価差額金	繰 へッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額合計	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	8,690	8	△962	△3,008	4,727	23,660	269,301
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△6,533
親会社株主に帰属する 当期純利益							16,033
自己株式の取得							△1
連結子会社株式の売 却による持分の増減							△4
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	657	△9	6,874	4,994	12,516	3,305	15,821
連結会計年度中の変動額合計	657	△9	6,874	4,994	12,516	3,305	25,322
当期末残高	9,348	△1	5,911	1,985	17,244	26,965	294,623

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

- I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は46社です。主要な連結子会社は、キューピータマゴ株式会社、デリア食品株式会社、キューピー醸造株式会社、株式会社サラダクラブ、アヲハタ株式会社、杭州丘比食品有限公司、北京丘比食品有限公司およびQ&B FOODS,INC.です。

非連結子会社は11社であり、主要な非連結子会社は、Kewpie-Egg World Trading U.S.A. Inc.です。これらの非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社は17社です。主要な持分法適用の関連会社は、株式会社キューソー流通システムです。

持分法を適用していない非連結子会社(Kewpie-Egg World Trading U.S.A. Inc.他の11社)および関連会社(エッグトラストジャパン株式会社他の9社)については、これらの会社の当期純損益および利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外子会社9社の決算日は9月30日、6社の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成にあたっては、決算日が12月31日の在外子会社6社については、9月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、その他の在外子会社9社については決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ)有価証券
 - ①満期保有目的の債券は、償却原価法(定額法)によるものです。
 - ②持分法非適用の子会社株式および関連会社株式は、移動平均法による原価法による ものです。
 - ③その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものは、時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によるものです。

(ロ) デリバティブ

時価法によるものです。

なお、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しています。

(ハ) 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、主として移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によるものです。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - (イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によるものです。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2~50年

機械装置及び運搬具 2~10年

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によるものです。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウエア

5~10年

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

向を⊪用午致とし、残仔価額を等とする定額法を採用しています。 なお、IFRSを適用している在外連結子会社については、IFRS第16号「リ

ース」を適用しています。これにより、借手は原則としてすべてのリースを貸借対 照表に資産および負債として計上し、資産に計上された使用権資産の減価償却方法 については定額法を採用しています。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - イグ質倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過年度実績率を基礎とした将来の貸倒予測率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(□) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額 を計上しています。

(ハ) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額 を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、市販用、業務用、海外、フルーツ ソリューションおよびファイン ケミカルを主要な事業としています。

イ)市販用

市販用市場において、マヨネーズ・ドレッシング類、パスタソース、サラダ、惣菜、パッケージサラダ、育児食、介護食などの商品または製品の販売により収益を計上しています。当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定し、重大な金利要素は含んでいません。

□ 業務用

業務用市場において、マヨネーズ・ドレッシング類、食酢、液卵、凍結卵、乾燥卵、卵加工食品などの商品または製品の販売により収益を計上しています。当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定し、重大な金利要素は含んでいません。

(ハ) 海外

中国、東南アジア、北米などの海外市場において、マヨネーズ・ドレッシング類などの商品または製品の販売により収益を計上しています。当該商品または製品を引き渡した時点で収益を認識しますが、輸出販売においてはインコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しています。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定し、重大な金利要素は含んでいません。

(二) フルーツ ソリューション

家庭用のジャム類、産業用のフルーツ加工品などの商品または製品の販売により 収益を計上しています。当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期 間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。また、収益は 顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除し た金額で測定し、重大な金利要素は含んでいません。

(ホ) ファインケミカル

医薬品、化粧品、食品などの原料としてヒアルロン酸や卵黄レシチンなどの商品または製品の販売により収益を計上しています。当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定し、重大な金利要素は含んでいません。

- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
 - (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によるものです。

回 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の 一定の年数(主として12年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務の額を超えている場合には、連結貸借対照表の退職給付に係る資産に計上しています。

- (6) 重要なヘッジ会計の方法
 - (イ) ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しています。 また、振当処理の要件を満たす取引については振当処理を採用しています。
 - (ロ) ヘッジ手段は、為替予約取引です。
 - (ハ) ヘッジ対象は、外貨建仕入取引です。
 - (二) ヘッジ方針は、為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っています。

なお、投機的な取引は行わない方針です。

- (ボ) ヘッジ有効性評価の方法 管理手続は社内の管理規定に基づいて行い、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手 段の時価変動額を対比分析し、その有効性を評価し厳格に管理しています。
- (7) のれんの償却に関する事項

のれんは、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しています。ただ し、金額が僅少な場合は、発生年度にその全額を償却しています。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当社グループでは、商品または製品の国内販売において「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める 経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適 用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首 残高より新たな会計方針を適用しています。

この結果、当連結会計年度の売上高に与える影響は軽微であり、利益剰余金の当期首 残高に与える影響はありません。また、1株当たり情報に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「売上割戻引当金」および「その他の流動負債」に含めて表示していた「未払費用」の一部は、当連結会計年度より「返金負債」として「流動負債」の「その他の流動負債」に含めて表示しています。また、「流動負債」に表示していた「その他の引当金」および「その他の流動負債」に含めて表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」として「流動負債」の「その他の流動負債」に含めて表示しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用により、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「売上割戻引当金」は、当連結会計年度より「返金負債」として「流動負債」の「その他の流動負債」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結計算書類の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「売上割戻引当金」に表示していた741百万円は、「その他の流動負債」として組み替えています。

2. 収益認識に関する会計基準等の適用により、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他の引当金」は、当連結会計年度より「契約負債」として「流動負債」の「その他の流動負債」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結計算書類の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他の引 当金」に表示していた58百万円は、「その他の流動負債」として組み替えています。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めて表示していた「関係会社株式売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しています。なお、前連結会計年度の「関係会社株式売却益」は、291百万円です。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

(キユーピータマゴ株式会社の固定資産の評価)

キユーピータマゴ株式会社の一部の資産グループに係る固定資産は、新型コロナウイルス感染症による需要の減少、原料となる鶏卵価格の高騰および土地の市場価格の著しい下落による影響を受けて、減損の兆候が識別されました。減損損失の認識の判定を行い、当該資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を下回っている資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
対象となる資産グループに係る 固定資産の帳簿価額	4,446百万円
減損損失	837百万円

- 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - (1) 将来キャッシュ・フローの見積りの算定方法および主要な仮定 減損損失の認識の判定および測定において、新型コロナウイルス感染症の収束傾向 に伴う外食需要の緩やかな回復や鳥インフルエンザ発生減少に伴う鶏卵需給バランス の安定を前提に、売上数量、単位当たりの粗利益を主要な仮定として作成された事業 計画に基づき、将来キャッシュ・フローを算定しています。
 - (2) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響 新型コロナウイルス感染症の再拡大や鳥インフルエンザの影響により、業績が悪化 して、将来キャッシュ・フローの見積り額と実績に乖離が生じた場合には、減損損失 を計上する可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の残高

受取手形 24百万円 売掛金 59,390百万円

2. 偶発債務

保証債務 163百万円

3. その他の流動負債に含まれる契約負債の残高契約負債

451百万円

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	発行済株式の種類	自己株式の種類
	普通株式	普通株式
当連結会計年度期首株式数	141,500,000株	2,495,090株
当連結会計年度増加株式数	_	804株
当連結会計年度減少株式数	_	_
当連結会計年度末株式数	141,500,000株	2,495,894株

- (注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の取得によるものです。
 - 2. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
 - (イ) 2022年1月21日開催の取締役会において次のとおり決議しています。
 - ・普通株式の配当に関する事項
 - ①配当金の総額 3,753百万円
 - ② 1 株当たり配当額 27円00銭
 - ③基準日 2021年11月30日 ④効力発生日 2022年2月7日
 - 回 2022年6月30日開催の取締役会において次のとおり決議しています。
 - ・普通株式の配当に関する事項
 - ①配当金の総額 2,780百万円 ② 1 株当たり配当額 20円00銭
 - ③基準日 2022年5月31日 ④効力発生日 2022年8月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年1月20日開催の取締役会において次のとおり付議する予定です。

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額 ②配当の原資 利益剰余金

③ 1 株当たり配当額27円00銭④基準日2022年11月30日

Ⅵ. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入および社債発行により調達しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブ取引は、後述するリスクのヘッジを目的としており、投機目的では行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされています。有価証券及び投資有価証券は、主に業務等に関連する取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクにさらされていますが、必要に応じ為替予約取引を利用してヘッジしています。短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものです。

デリバティブ取引は、外貨建債務等に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述のI.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4.会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、営業債権について、営業管理部門および経理財務部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、同様の管理を行っています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定している ため信用リスクはほとんどないと認識しています。

②市場リスクの管理

当社グループは、外貨建債務等に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引を利用しています。当社の当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、社内規定により生産本部と財務部が行っており、その取引結果はすべて財務部長に報告されています。連結子会社については主として管理部門が行い、その取引結果についても各子会社の担当取締役に報告されています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との 当座貸越契約や、キャッシュ・マネジメント・システムによる手元流動性を一定水準に 維持することなどにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません((注 1)参照)。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)有価証券及び投資有価証券	39,241	41,474	2,232
資産計	39,241	41,474	2,232
(2)社債	10,000	9,849	△150
(3)長期借入金(*2)	16,356	16,293	△62
(4)リース債務	3,912	4,140	227
負債計	30,269	30,283	13
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されてい	△0	$\triangle 0$	_
ないもの	△	△0	
ヘッジ会計が適用されてい	△4	△4	_
<u>るもの</u> デリバティブ取引計	△5		_

- (*1)現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金(ただし、1年内返済予定の長期借入金を除く)、未払金および未払法人税等については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。
- (*2)1年内返済予定の長期借入金を含んでいます。
- (*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

(注1) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

57.	連結貸借対照表計上額		
区分 	(百万円)		
非上場株式	16,392		

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形

成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格

により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット

以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券及び投資有価証券						
その他有価証券						
株式	31,474	_	_	31,474		
その他	_	10,000	_	10,000		
資産計	31,474	10,000		41,474		
デリバティブ取引						
通貨関連	_	△5	_	△5		
負債計	_	△5	_	△5		

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)					
区 万	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
社債	_	9,849	_	9,849		
長期借入金	_	16,293	_	16,293		
リース債務	_	4,140	_	4,140		
負債計	_	30,283	_	30,283		

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。一方で、合同運用指定金銭信託は取引金融機関から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類しています。デリバティブ取引

為替予約の時価は取引金融機関より提示された時価を用いており、その時価は為替レート等の観察可能なインプットを用いて算出されていることから、レベル2の時価に分類しています。

計債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

リース債務

リース債務の時価は、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

IX. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	市販用	業務用	海外	フルーツ ソリュー ション	ファインケミカル	共通	連結 計算書類 計上額
売上高 顧客との契約から 生じる収益 その他の収益	173,392 –	158,832 –	66,267 –	16,461 –	10,013	5,335 –	430,304
外部闘タへの	173,392	158,832	66,267	16,461	10,013	5,335	430,304

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
 - (1) 顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権の期末残高は、「V.連結貸借対照表に関する注記 1.受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の残高」に記載のとおりです。また、顧客との契約から生じた契約負債の期末残高は、「V.連結貸借対照表に 関する注記 3.その他の流動負債に含まれる契約負債の残高」に記載のとおりです。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

- X. 1株当たり情報に関する注記
 - 1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

1,925.54円 115.34円

- XI. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。
 - (注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで) (単位: 百万円)

		株主資本							
	資本剰余金		利益剰余金						
					そ	その他利益剰余金			
	資本金	資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	買換資産 压縮積立金	別 途積 立 金	繰越利益剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	24,104	29,418	29,418	3,115	2,383	67,200	23,025	95,724	
事業年度中の変動額									
その他利益剰余金の取崩					△53		53	_	
剰余金の配当							△6,533	△6,533	
当期純利益							12,644	12,644	
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	-	_	_	_	△53	_	6,164	6,110	
当期末残高	24,104	29,418	29,418	3,115	2,329	67,200	29,190	101,835	

	株主資本		評価・換	算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	△5,880	143,367	8,151	8,151	151,519
事業年度中の変動額					
その他利益剰余金の取崩		_			-
剰余金の配当		△6,533			△6,533
当期純利益		12,644			12,644
自己株式の取得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			636	636	636
事業年度中の変動額合計	△1	6,108	636	636	6,745
当期末残高	△5,881	149,476	8,787	8,787	158,264

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

- I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によるものです。

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によるものです。

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によるものです。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によるものです。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によるものです。

- 3. 棚卸資産
 - (1) 評価基準

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によるものです。

(2) 評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、移動平均法によるものです。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によるものです。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物

2~50年

機械及び装置 2~10年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によるものです。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウエア 5~10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間 を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 長期前払費用

定額法によるものです。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過年度実績率を基礎とした将来の貸倒予測率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上 しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資 産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によるものです。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一 定の年数(12年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る 未認識数理計算上の差異等を加減した額を超えている場合には、貸借対照表の前払年 金費用に計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、市販用、業務用、海外およびファインケミカルを主要な事業としています。

(1) 市販用

市販用市場において、マヨネーズ・ドレッシング類、パスタソース、サラダ、惣菜、パッケージサラダ、育児食、介護食などの商品または製品の販売により収益を計上しています。当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定し、重大な金利要素は含んでいません。

(2) 業務用

業務用市場において、マヨネーズ・ドレッシング類、食酢、液卵、凍結卵、乾燥卵、卵加工食品などの商品または製品の販売により収益を計上しています。当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定し、重大な金利要素は含んでいません。

(3) 海外

中国、東南アジア、北米などの海外市場において、マヨネーズ・ドレッシング類などの商品または製品の輸出販売により収益を計上しています。輸出販売においては、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しています。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定し、重大な金利要素は含んでいません。

(4) ファインケミカル

医薬品、化粧品、食品などの原料としてヒアルロン酸や卵黄レシチンなどの商品または製品の販売により収益を計上しています。当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定し、重大な金利要素は含んでいません。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(退職給付に係る会計処理)

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

Ⅱ、会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首より適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当社では、商品または製品の国内販売において「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める 経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用し た場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高より 新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の売上高および利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、1株当たり情報に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「未払費用」の一部および「売上割戻引当金」は、当事業年度より「返金負債」として「流動負債」の「その他の流動負債」に含めて表示しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

収益認識に関する会計基準等の適用により、前事業年度において、「流動負債」に表示していた「未払費用」の一部および「売上割戻引当金」は、当事業年度より「返金負債」として「流動負債」の「その他の流動負債」に含めて表示しています。なお、前事業年度の「未払費用」は、2,141百万円、「売上割戻引当金」は、568百万円です。

(損益計算書)

- 1. 前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示していた「売電費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しています。なお、前事業年度の「売電費用」は、65百万円です。
- 2. 前事業年度において、区分掲記していた「営業外費用」の「支払手数料」は、 金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含め て表示しています。なお、前事業年度の「支払手数料」は、64百万円です。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1.	有形固定資産の減価償却累計額		120,908百万円
۷.	偶発債務 保証債務		2,394百万円
3.	関係会社に対する金銭債権	流動資産	8,401百万円
4.	関係会社に対する金銭債務	固定資産 流動負債	444百万円 38,285百万円
5.	取締役及び監査役に対する金銭債務	固定負債 固定負債	1,360百万円 80百万円

V. 損益計算書に関する注記

	17. mul 17. mu	3/110	
1	. 関係会社に対す	る営業収益	15,667百万円
2	. 関係会社に対す	る営業費用	83,918百万円
3	. 関係会社との営	業取引以外の取引高	5,156百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記 自己株式の種類及び株式数に関する事項

										自己株式の種類
										普通株式
当	事	業	年	度	期	首	株	式	数	2,495,090株
当	事	業	年	度	増	加	株	式	数	804株
当	事	業	年	度	減	少	株	式	数	_
当	事	業	年	馬	麦	末	株	式	数	2,495,894株

(注) 当事業年度増加株式数は、単元未満株式の取得によるものです。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

**** 经证税全資産

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金資産合計 繰延税金負債 前払年金費用 買換資産圧縮積立金 その他有価証券評価差額金 繰延税金負債合計 繰延税金資産(負債)の純額

2,005百万円 1,084百万円 717百万円 562百万円 491百万円 155百万円 100百万円 442百万円 △2,286百万円 3,275百万円
△4,527百万円 △1,028百万円 △3,689百万円 △9,245百万円 △5,969百万円

Ⅲ. 関連当事者との取引に関する注記1. 役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

										(単1以・)	
工壬米 万	A112200	/ > = C	資本金又	事業の内容 又は職業	議決権等		内容	問目の中容	四二人好	#N 🗆	ᄪᆂᅷ
種類	会社等の名称	住所	は出資金		の所有(被 所有)割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
								商品の 仕入	383	買掛金	76
				各種加工 食品の販 売	直接 8.7% (直接 8.7%) 間接 8.0%)	役員 2 2 3 4 1 4		製商品の 販売	30	売掛金	5
		東京都 渋谷区	50				商入品おラ用払品、のよン料の製販びドの	ブランド 使用料の 支払	400	その他 の流動 資産	29
│役員及びそ │の近親者が │議決権の過								販促物の 購入	21	未払金	47
半数を所有 している会 社等(当該	株式会社 中島董商店 (注2)							消耗品の 購入	12		
会社等の子 会 社 を 含								不動産の 賃貸	15		
む)								配当金の 受取	11		
								有形固定 資産の購 入(注5)	35		
								株式の 売却 (注6)	1,498		
役員及びそ								不動産の 賃借	1,054	差入保 証金	946
の近親者が 議決権の過 半数を所有	株式会社	# 라스 壮		不動産賃貸業・リース業	(直接 8.0%)		事務所の 賃びリース 資産の購入			未払金	8
サイス がいる 大型でいる 大型でいる 大型では 大型である たる 大型である たる 大型である 大型である 大型である たる たる たる たる たる たる たる たる たる たる たる たる たる	董花 (注3)	東京都 渋谷区				役員 1人				その他 の流動 負債	20
む) む)										その他 の固定 負債	26

(単位:百万円)

										(
			恣★仝□	事業の内容	議決権等の	関係	· 怀内容				
種類	会社等の名称	住所	は出資金	要素の内谷 又は職業	所有(被所 有)割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役の議業というです。 最近決数で等される。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 できる。 で。 できる。 で。 と。 できる。 で。 と。 できる。 できる。 と。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 で。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	株式会社 nakato (注 3)	東京都港区	10	酒類・食品卸売業	なし	なし	製商品の 販売	製商品の 販売	32	売掛金	18
役員及びその近親者の通 議決権の過半数を所る会 社等(当該	株式会社 トウ・ ソリューシ ョンズ	東京都調布市	90	コンピュテ、ランピュテ、関連を表現である。	直接 20.0%	従業員 2人	計算事務 の委託	IT関連費 用の支払 ソフトウ エアの購 入	3,183 7,205	未払金	1,589
会社等の子 会社を含 む)	(注4)			運用支援				不動産の 賃貸	63	その他 の流動 資産	27

- (注1) 取引条件は、原則として市場価格等を勘案して個別に協議の上、一般取引と同様に決定しています。
- (注2) 当社 取締役会長 中島周およびその近親者、ならびにこれらの者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の85.6%を直接保有しています。
- (注3) 当社 取締役会長 中島周およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の100.0%を直接保有しています。
- (注4) 当社 取締役会長 中島周およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の80.0%を直接保有しています。
- (注5) 取引条件は、当事者間で協議の上、決定しています。
- (注6) 株式の売却価額については、独立した第三者算定機関による株式価値の算定結果を基礎として決定しています。

2. 子会社等

(単位:百万円)

			資本金又	事業の内容 又は職業	議決権等の	関係内容					
種類	会社等の名称	住所	は出資金		所 有(被 所 有)割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	キユーピー タマゴ 株式会社	東京都調布市		液卵・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	直接 100.0%	役員 1人 従業員 6人	製のなにお原仕 商売ら商よ料入 のないの	商品およ び原料の 仕入	27,088	買掛金	1,262
			350					資金の 借入	4,536	短期 借入金	4,297
								利息の 支払	22		
子会社	株式会社	東京都	300	生鮮野菜の加工お	直接 51.0%	役員 2人	製商品	資金の 借入	5,014	短期 借入金	5,186
J ATL	サラダクラブ	調布市	300	よび販売	自致 51.0%	従業員 3人	の売上	利息の 支払	25		
	株式会社	茨城県		調味料の		役員 1 人	製商品 の売上	資金の 借入	2,758	短期 借入金	2,761
子会社	ケイパック	猿島郡 五霞町	30	製造および販売	直接 100.0%	1人 従業員 6人	ならび に商品 の仕入	利息の 支払	13		
201	デリア食品	東京都	F.0	サラダ・	主拉 100 00 /	役員 3人	製商品	資金の 借入	3,340	短期 借入金	2,713
子会社	株式会社	調布市	50	惣菜等の 販売	直接 100.0%	従業員 6人	の売上	利息の 支払	16		
子会社	株式会社 ディスペンパ	神奈川県南足	140	食品類の 製造販売 および小	直接 51.0%	役員 1人	製品の売上がに	資金の 借入	2,564	短期 借入金	2,583
」→□	ックジャパン	柄市	140	分包装加工	EJS 31.070	従業員4人	商品の仕入	利息の 支払	12		

(注1) 取引条件は、原則として市場価格等を勘案して個別に協議の上、一般取引と同様に決定しています。

貸付金および借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

(注2) 貸付金および借入金については、主にキャッシュ・マネジメント・システムの 資金運用等に伴うものです。

取引金額については、平均貸付残高および平均借入残高を記載しています。

IX. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

1,138.56円 90.96円

XI. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

XI. 連結配当規制適用会社に関する注記 当社は連結配当規制適用会社です。

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。 また、議決権等の所有(被所有)割合は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。